

参考：よくある質問と回答（FAQ） 【平成 29 年度版】

Q1：この事業のねらいについて教えてください

A1：被災した県内水産加工事業者の現状の主要課題のひとつが販路喪失であり、販路開拓及び輸出振興が大きな課題となっております。輸出についてはロットの確保や輸出事務ノウハウ、国内販路についても大手流通と対等な営業力が必要となります。そこで「販売することが得意な業者」が「製造は得意だが販売に出られない業者」の製品を販売することにより、販路開拓に必要なロットと営業ノウハウの集約が図られ、Win-Winの関係が構築されることを目的としています。

Q2：任意団体や個人事業主は販路共創主体として補助申請できますか？

A2：本事業は、営業主体の一本化を通じた、県内水産加工業者の継続的なマーケティング体制の強化を目的とした事業で、法人格を有する事業者や水産業協同組合法に基づく組合等が申請者となります。任意団体や個人事業主は複数業者の製品を継続的に販売していく営業責任主体として不安定と考えられるため、本補助事業の申請者には該当しません。

Q3：参加した事業者は、従来の販路は従来どおり自社主体で販売することは可能ですか？

A3：自社ブランド製品を販売することは差し支えありません。販路共創主体により新たな販路が開拓され、従来の売上への上積みが図られると考えています。

Q4：統一ブランドを冠して、それぞれの業者が別個に販売する場合は補助対象になりますか？

A4：本事業は、海外輸出展開や国内販路開拓を図る体制強化を目的とした事業ですので、各社が個々に販売する場合は対象となりません。

Q5：他の類似事業との違いは何ですか？

A5：他の事業の補助対象は、国内外で開催される商談会や展示会への参加に係る旅費や出展料等ですが、本事業は、これに加え営業マンの人件費も対象となっております。

Q6：他の補助金との併用は可能ですか？

A6：同一の経費でなければ、複数の補助事業等を活用することは差し支えありません（他の補助事業の適否は別途御確認願います）。

例）販路共創主体による、マーケティング・商品開発について

営業マンの人件費 → 本事業を活用

商品開発の諸経費 → 商品開発補助事業を活用

Q7：企業集約型の場合、自社の既存営業マンの人件費は補助対象になりますか？

A7：統一ブランド製品の営業に要する人件費が補助対象となります（専従でない場合、業務割合等により按分）。

Q8：補助対象経費に係る留意事項はありますか？

A8：主な留意事項は下記のとおりです。

①人件費について

人件費を補助対象とする場合は、実績報告時に「営業活動日報」など補助金交付要綱に定める様式等により本事業に該当する人件費の実績を証明していただく必要があります。また、人件費支給の基準や支払いを証明する払込書等及び賃金台帳等が必要です。

活動日報については、実施した営業の内容や、相手先対応者の名刺、写真など、内容が不十分な場合、補助金が支出できない場合がありますので、ご注意願います。

社会保険料等について計上する場合は、営業のための新規雇用や100%補助対象事業に従事した場合は全額計上可能ですが、補助対象月の対象勤務日の割合及び対象勤務日の従事割合が100%に満たない場合は、各月ごとの対象勤務時間／全勤務時間の割合で按分した額を上限として申請いただくこととなります。

②旅費交通費について

旅費交通費については、原則として領収書が必要です。

営業社員に対し、会社等が旅費日当を支給する場合

- ・補助対象経費に旅費日当を含むか否かや、額の適正を判断するため、旅費日当に係る社内規定等が必要です。法律上作成が義務づけられていないとしても、公金である補助金を支給するためには、支出及び額の根拠が必要です。社内規定等には会社の代表者等責任者の証明（印鑑等）が必要です。
- ・また、「営業活動日報」において、出張の事実、場所、移動時間等が確認できる必要があります。

営業社員に対し、会社等が交通費を支給する場合

- ・交通費支給の根拠及び算定に関する基準が必要です。
- ・また、仮に自家用車使用に対し、距離×ガソリン単価で実費弁償をするのであれば、営業活動に要した走行距離のわかるもの（営業活動日報、できれば自家用車使用簿も）及びガソリン単価（会社で決めた基準、なければ直近の給油の領収書等）が必要です。

なお、その他の補助対象経費についても、実績報告時に添付が必要な書類がありますので、詳しくは補助金交付要綱を参照願います。

Q9：この事業は、会計検査の対象となりますか？

A9：本事業は、国の地方創生推進交付金を財源としているため、会計検査院による検査の対象となります。